

## ◎新潟県告示第1202号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新潟市の新潟農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、新津農業振興地域（平成23年新潟県告示第317号）、白根農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、豊栄農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）、小須戸農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）、横越農業振興地域（平成12年新潟県告示第328号）、亀田農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、岩室農業振興地域（平成23年新潟県告示第317号）、巻農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）、西川農業振興地域（平成6年新潟県告示第1082号）、黒埼農業振興地域（令和2年新潟県告示第825号）、味方農業振興地域（昭和46年公告）、潟東農業振興地域（昭和57年新潟県告示第2345号）、月潟農業振興地域（昭和46年公告）、中之口農業振興地域（平成28年新潟県告示第163号）の区域を次のとおり変更する。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 変更した地域の名称

北区農業振興地域、東区農業振興地域、中央区農業振興地域、江南区農業振興地域、秋葉区農業振興地域、南区農業振興地域、西区農業振興地域、西蒲区農業振興地域

### 2 区域

新潟市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図。以下同様。）の青色の枠線で囲まれた区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新潟地域振興局農林振興部で縦覧する。

### 3 変更年月日

令和4年11月18日